



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コメント 樋口憲法学におけるcitoyenをめぐって
Author(s)	山元, 一
Citation	新世代法政策学研究, 7, 37-48
Issue Date	2010-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43869
Type	other
File Information	HJNGLP007_003.pdf



コメント —樋口憲法学における citizen をめぐって

山 元 一

本日はお招きいただきまして、どうもありがとうございます。大変光栄に存じます。博士論文の指導の労をとっていただいた師の壮大かつ繊細なご議論に対して、指導を受けた私が極めて短時間で先生のお話にコメントをすることは、率直に申し上げて、私にはあまりにも荷が重い課題です。

1 最近の樋口憲法学における citizen と共和国をめぐって

最近の樋口先生が諸論稿の中で強調されていることは、一方で、従来からのご議論の延長線上として、個人の重要性に一方で強いアクセントを与えつつ、他方で、その個人と抜き差しならない連関にある citizen（市民）を基礎とする共和国、共和主義の二つを礎石とすることを通じて、今の岡田信弘先生のご紹介の中でありましたように、今の時代状況と切り結ぼうとすることです。それは、具体的にいえばグローバル化する社会の中で、日本の憲法学として、一定の応答をするという問題意識に立脚したものです。

そこで、今日の主題をなす概念は citizen ですが、樋口先生はもともと、杉原泰雄先生とのいわゆる主権論争の中で、ナシオン主権と対比される citizen、プーブル主権の観念を所論の前提とすることを明らかにされましたが、その際、プーブル主権観念を非常に限定的に、すなわちもっぱら正当性的契機（権力への服従の根拠づけ）として理解され、「建前」という表現も用いられました。そのような用法を前提とした上ですが、グローバル化における日本憲法学の対応として、citizen における国家公民の性格があえて維持・強調され、樋口流の仕方で〈近代立憲主義〉の前提にあると

される、個人と主権の二極的な緊張の構造を徹底的に意識化した言説を展開していくべきである、ということだと思います。

私から見ると、その際の先生における議論の運びの特徴は、制度としてのデモクラシーと citizen の接触の「極小化」にあるように思われます。もちろん、citizen は、主権者として選挙という制度に参加することによって国政のあり方に重要な影響を与えることは当然想定されているわけですが、しかしそれにしても、無記名による候補者名や政党名の選択という意味表明という、接触のあり方を「極小化」した仕方にあえてとどまるべきことに対して選好が示されており、例えば、杉原泰雄先生の議論と対立的です。もちろんだからといって、樋口先生がデモクラシーのあり方を軽視しているということはもちろんないわけですし、例えば「異質＝協調デモクラシー」に対して「同質＝多数派デモクラシー」というような類型を出して検討されたことがその例です。

戦後憲法学では長い間、滅私奉公の考え方によって個が圧殺された戦前社会に対する反省として、「個人の尊重」の重要性が指摘され、樋口先生はその最前線に立ってこられました。しかし、樋口先生は、現在、グローバル化にさらされている現在では、「個人の尊重」を原理とする公正な社会を構築するためには、あるいはそこから今より離れていかないためには、共和国や共和主義を強調しなくては実現できないという考えに立っておられます。樋口先生が1970年代半ばに、「われわれの国では、まだ、うつくしい『共和』の標語を掲げるよりも、どろどろとしたエゴイズム……の激突のなかで『共和』をさがしあててゆく生みの苦しみを経験してゆく必要があるのではなからうか。」と書かれていたことを思い起こすとき、やはり先生における議論の力点の大きな変化を否定することはできません。そのことはともかくとして、私自身も、現在の日本のおかれた状況を前提としながら、共和主義を重視する憲法理論を構築していくことが重要なのではないかと考えております。そのようなアングルから樋口先生の最近の議論を、以下のように特徴づけることができるように思われます。

第1は、その「共和主義」志向・「共和国」思考の強調にもかかわらず、市民の政治的参加やそれに対する公民的義務が必ずしも強調されないことです。共和主義はきわめて豊穡な思想群ですが、樋口先生の議論は、その中で「フランス共和主義」のある部分を強調した考え方です。

第2に、集権的国家像が前提とされた上で、様々な状況に置かれている各個人のありようがひとまず捨象され、国民（市民）共同体という政治的ユニットを独占的排他的理性的決定主体と考え、そこに自由の本質（「規範創造的自由」）を位置づける点において、自由を語る文脈で「一般意思」を信奉するルソー流の国家公民的社会像へコミットメントしていることを指摘することができます。だから樋口先生からすると、この政治的ユニットがなくなったときに、空に浮いてしまう個々の人間は、市民ではなくして、たんなるオム(homme)として漂流していきただけになる、というお話になっていくのだと思います。

第3に、上記の主張にもかかわらず共和主義思想と矛盾緊張をもたらす性質を有する「職業身分特権集団」に異例の積極的処遇を与えています。共和主義という概念で切っていくと、普通はそういった意味での特権的制度とは対立・緊張関係にあると思いますので、これは興味深くもあり、また議論をしてもうまく成立するののかという問題を孕むものと考えています。私自身は、特権性に基礎付けられた司法のコルポラティズム化を警戒する、あえていえば、「共和主義的司法」のあり方を基軸とした国民と司法のあり方を構築する方向に魅力を感じます。

第4に、経済的自由の規制については積極的な反面、表現の自由に対する国家介入についてはかなり警戒的であること、が指摘できます。この点について、例えばフランスの今日の共和主義的な法制度が、反ユダヤの言論に対して刑事罰も含めて、「闘う民主主義」流の厳しい対応をしているということについては、ノーということになると思います。

2 「人民の意思による国家権力の掌握」という言明をめぐって

さらに、最近の樋口先生の議論の特徴としては、従来から、「建前」という言葉を用いておられましたが、憲法の作為性、虚構性を強調されることを指摘できます。

最新著『憲法という作為』は、次のように議論を展開されています。「近代憲法に関する言説は、二つの『はず』を想定している。」それは、①「人民の意思による国家権力の掌握」がいったんあるということ（歴史事実→1789年のフランス、1776-88年のアメリカ）、②「国家権力＝自分たち

の意思をもあえて他者として見る緊張関係」(歴史的事実→第三共和制を担った「急進」共和派、アメリカ憲法判例の「優越的自由」)の二つのことだとされます。読み手として気になるのは、ここでいわれる「近代憲法に関する言説」の存在次元がどこにあるのか、ということです。すなわち、①の命題は、あえて「はず」であると断っていることからすると、<実体としての「国家権力」なるものが実在しており、同じく実体的に存在する人民が、歴史的現実的過程として、現に「人民の意思による国家権力の掌握」があった／人民政府が成立した>という事実レベルの存否の問題ではなく、ひとまず、そのように想定する法的フィクションが成立し、そのようなフィクションが、基本的にそれらの政治的共同体に属する人々の間に(そしてその外部の人々にも)あたかも現実であるかのように法として通用してきた(*quaestio juris*)、という意味において法的実在性を持ってきたという言明であると受け止めることができます。

しかし、他方で、『『国家権力からの自由』への私の執着は、そのような立憲主義の王道の文脈での選択ではなく、国家権力が他者でありつづけているからそう余儀なくされているのである』という言明に出会うと、米仏のようなまともな市民革命があった国々とは異なり、日本では、歴史的現実的過程レベルの問題として、「人民の意思による国家権力の掌握」が存在してこなかったということを示唆しているようにも受け止められます。なぜなら、少なくとも1946年以降、フィクションの次元でいうなら米仏と同様に、服従の根拠を国民／人民に求める憲法が成立し、この憲法のもとで戦後社会が営まれてきたからです。もしそうだとすれば、「余儀なくされている」とされる理由は、一方で、米仏におけるフィクションと、他方で、日本における歴史的現実を対比させていることになり、比較の対象としては、必ずしもしっくりとはきません。さらに、樋口憲法学の理論的前提に大塚・高橋史学による歴史認識があったことを考えると、「近代憲法に関する言説」における「はず」とは、フィクションではなく、歴史的事実についての再確認を求める趣旨であり、やはり、「人民の意思による国家権力の掌握」という「はず」は、歴史的現実的過程の存否の次元の問題としてそれを肯定する言明として受け止めることが適切であるように思われます。そうだとすれば、歴史的事実として18世紀末の米仏では、「人民の意思による国家権力の掌握」という事態が確かに生じたのに対して、

2009年の日本では、未だに「人民の意思による国家権力の掌握」という事態に立ち至っていない、ということを主張しているように理解してよろしいのでしょうか。

このような疑問を持つてしまうのは、同じ著書の中で、樋口先生は、「1990年代を境にして、一連の『改革』——行政・政治・大学・司法といった一連のカンムリをかぶせて言われる『改革』であり、ことさらに名前をつけられなくとも、労働・医療・福祉・税制など、およそあらゆる領域にわたる『改革』が謳われ、かつ進められる中で、『国民』の位置づけの転換を説く主張がある。国民が政治の『客体』にすぎぬという意識から抜け出して、政治の『主体』にまで自己を高めることが肝要だ、という主張である」という主張に関連して、「戦後日本で、『人民の意思による国家権力の掌握』という前提はすでに充たされている、という見方を頭から〔強調原文〕否定するのは不誠実であろう。／例えば私にとっては、その権力は、そこから距離をとることが緊張を要するほどに自分のものとなっているわけではない。しかし自分自身のそのような立場はカッコに入れて、もはや権力は民意と離反しているからではなく、民意に基づいているからこそ問題があるのだという前提をみとめた上で、考えてみよう」、と論じておられるからです。私の単純な発想からいえば、上記命題において、戦後日本において、「人民の意思による国家権力の掌握」が達成されたかについて検討するためには、恐らく、本来は、政治学的認識／評価のレベルにおいて、「人民の意思による国家権力の掌握」とはいかなる事態であるかが、定義的に明確化された上で、現在の日本の政治構造・統治構造をそれに照らして測定する、という作業が必要になると思われませんが、先生の叙述においては、これについて何らの参照文献も示されていません。樋口先生は、この点について、(現民主党政権による)「民意による正統化を援用できる立場」というものが引き合いに出されており、「民意に基づいている」かどうか、という、もっぱら民意の合意調達のあり方に焦点が当てられています。私からみると、(α) <そもそも、日本では未だ人民(=citoyenの総体)が創出されていないのであるから、「人民の意思による国家権力の掌握」という事態が生じているはずはない> (→とすれば、むしろ、「頭から否定する」方が知的に廉直な主張では?)、とするか、あるいは、(β) <「人民の意思による国家権力の掌握」は現に成立しており、だからこそ

逆説的に極めて深刻な問題が生じている>、とされるのであれば、樋口先生における日本の現状認識のあり方としてすっきりと理解できるのですが……ここでの「民意」は、虚偽表象なのでしょうか、それとも、そのようなものとしてしか認識できない「民意」を前提にして議論を進めることができるのでしょうか。

かりに、「人民の意思による国家権力の掌握」という事態は、一見事実問題の存否にかかわる命題とみえながら、実は、現実界では決して起こり得ない純粋な理念(=もっぱら現実を測るための規範的物差し)として考えようまく理解できます。しかしそうなると、1789年フランスにおける「歴史事実」への参照と矛盾してしまいます。とすると、やはり、フランスやアメリカでは現に生じた事態である「人民の意思による国家権力の掌握」というあり方は、現在そして近い将来の日本では生じそうもないが、もしかすると遠い将来においては生じる可能性のある事態として想定されていることになりましょう。このような意味で、日本社会は、<フランス体験>をするべきであると考え、日本の政治社会における自由にとって、「西欧型“個人”の自立と自律が不可欠」と考える、西洋社会を歴史的ワランク上の社会と受け止める段階論的議論が根底にあることがわかります。私がここで、樋口先生のご議論に対して感じる私の一定の違和感は、樋口先生の様々な議論が、<現在の日本社会では、「人民の意思による国家権力の掌握」が生じていない>という社会認識をアプリアリに共有する人々たちの間でのみ対話可能な言説となってしまうのではないかと、ということです。

このことはともかくといたしまして、このようにしてみますと、樋口憲法学における「人民の意思による国家権力の掌握」という言明は、歴史的事実認識命題(→まともな市民革命が行われた)と法規範認識命題(→制定された憲法典などで国民主権原理が示されて、国民が主権者たるべきものとされている規範が存在している)の二重のレベルにわたる言明であることになりましょう。その上で、フランス革命期に近代立憲主義の基本的な考え方(<国家からの自由が保障されるべし>、<権力は分立されるべし>)が打ち出されたことが、本来の方法二元論にとって禁じ手であるはずの<規範的事実>として私たちの前に現れてくることになります。

もちろん、樋口先生は、方法二元論にもかかわらず、否むしろそれゆえ

に、engagement のない近代憲法学はそもそも成り立たないものと考えており、まさに、樋口憲法学は、<規範的事実>たる近代憲法原理に対して主体的にengagement しています。そうであるからこそ、(a)事実のレベルにおいて、近代社会において現に制定され、あるいは通用している実定法を考察の主要な対象にすえ、(b)かかる実定法上の諸現象について、近代憲法原理及びそれに連関する原理に照らして規範的な評価を加える、<実定法〔立法・判例・学説〕批判の「実定憲法学」>という、論者の考える「近代憲法学」という学問的営為が成立する、ということになります。但し、ここでの批判は、批判といっても、実践的レベルの批判であり、マルクス主義(法学)の退潮に伴って、citoyen の規範的意義が強調されることに伴って、論者がかつて強調していた憲法学の営みの中心的課題とされていた「イデオロギー批判」としての側面は、近年は強調されていないことに留意すべきです。樋口先生のご議論を、外在的に位置づけるとするならば、かかる<規範的事実>を公準として設定する点において、文明史の解釈として歴史的段階論に依拠する啓蒙主義思想、ヘーゲル流歴史哲学の色彩を有することとなりましょう。

3 フランス第三共和制とはなにか？

次に指摘したく思う点は、<樋口憲法学における「フランス第三共和制」>という問題です。樋口先生は、以下のように言われます。「19世紀的」——「そこでは、国家を徹底的に他者と見る思考と、にもかかわらずあえてその国家に、『自然の力』と『社会』に対抗する自由と公正の担い手としての役割を託す「共和国」思考とが、共存していた。その状態は、……具体的にいえば、国家を徹底的に他者と見る信教の自由と、国家の強制によって個人を宗教=社会的権力から解放しようとする政教分離が、きびしい緊張をはらみながら対抗し合っていたのであった。」、と。

このように、樋口先生は、フランス第三共和制の思想的特質を、なによりも個人を押し出す Alain や René Capitant に代表させます。フランス第三共和制には多種多様な課題が課されていましたが、この点につきまして、私なりに整理いたしますと、植民地主義に関わる問題を括弧に括ってしまえば、(a)結社の自由(一般、労働組合)／(b)ライシテをめぐる闘争(「公

私分離)／(c)社会法論の形成・展開以下の三つの要素が相互に絡み合いながら同時に進行していったことにあるように思われます。このような視角からみますと、樋口憲法学においては、(b)の要素だけが排他的に強調されているように見えます。これに対して、(a)(b)(c)を結び合わせて浮き上がってくるものが「第三共和制フランス」と考えることもできます。例えば、フランスの論者においては、「国民国家共同体への感情的同一化の促進もこの時代の共和主義者にとって重要な課題であった」(Yves Deloyé)、「宗教に対する科学／歴史に対する理性」(Claude Nicolet)、「民主的社会的共和国／連帯主義／合理的行政」(Pierre Rosanvallon)の特色づけがなされています。

このような視角からみると、今日ここに出席されている中村睦男先生の『社会権法理の形成』が、第三共和制期の法思想の構造的分析として、今日なお大きな参照に値すると思われまふ。すなわち、中村先生は、周知の通り、革命期の個人主義的・自由主義的法原則の転換に大きな役割を果たした第三共和制期に開花した法思想として、「サンジカリスム」、「社会的カトリシスム」、「社会連帯主義」を詳細に分析・検討して、「国家の介入はあくまでも補充的なもの」とされました。そして、「労働者を中心とする利害関係者の集団的権利・自由」を中心に構成されるフランスの社会権を、「下からの『社会権』論」と定式化し、その日本の社会権論への導入を試みられました。中村先生は、「フランスの『社会権』が国家の役割よりも労働者を中心とする利害関係者の集団的権利・自由」に力点を置くということは、フランスでは、わが国や諸外国のように「社会権」の基礎を「福祉国家」や「社会国家」のように国家〔強調原文、以下同〕観念の変遷に求めず、「社会的デモクラシー」ないし「社会的・経済的デモクラシー」のようにデモクラシーに求めているところにも現れている」とされていたのでした。このような社会観・民主主義観と緊張・協働の関係に立ちながら、議会制民主主義に基づく政治過程における決定を懐疑的にとらえ、基本的に公務員集団の自律的決定に信頼を寄せる Léon Duguit や Maurice Hauriou の行政法学の形成が見られた (Redor) のであり、総じて、フランス第三共和政期の法思想の主流をなしたのは国家は目的を持たず、国家をく自己法則に従って展開していく組織社会の要求を満たすこととしての道具とする見方 (田中) であったといわれています。

4 本当に能動的な citizen 像を求めて

最後に、現代日本社会における citizen のあり方についての樋口先生のご議論についてです。樋口先生のご書物の中では、Perruche 事件についてかなり迫力のある原稿を書かれておられて、あらためて樋口先生の憲法学というのは、＜個人主義憲法学＞であることに改めて印象付けられました。しかも、その個人は、実は、＜強い個人＞という名の＜乱暴者の個人＞ではなくて、自らのうちに内的緊張性をはらんだ繊細なものなのであろうということとはよく分かりました。

先にも少し言及した点ですが、現代日本社会における citizen の意義について、樋口先生のそれとは少し違う議論の仕方ができるのではないかと、思いました。樋口先生のご議論をそのまま引用いたしますと、「citoyen は、統治の『客体』としてあくまで『他者』にとどまろうとする homme としての個人とはちがう。だがそれにしても、だからといって統治の『主体』になりおおせたわけではない。そうではなくて、国家としての国民との一体化を拒否する立場に立ちつつ、公事 (chose publique) への関わりを求めつつけようとする、公共社会 (res publica) の能動的構成員なのであった」、こういうふうにおっしゃられて、今日出席されている棟居快行先生も参加された『ジュリスト』誌上の座談会における蟻川恒正さんの、「統治の批評者」としての市民という境位が統治の客体や主体との間にあると述べられたことに対して、樋口先生は蟻川さんのこのような考え方に共感するとされました。

この座談会では、蟻川発言に対して、即座に高橋和之先生が、「制度論として、批評者というのはどのように制度化することを考えているのですか」、と反問されました。かつての「イデオロギー批判」(樋口) vs 「イデオロギー批判を超えて」(高橋) という思考様式の対立の再演を見て取ることができるやりとりでした。樋口先生は、「能動的」という言葉を使われていますが、フランス1791年憲法における「citoyen actif」という、これは通常「能動的市民」と訳されますが、この場合の能動的というのは選挙制度への接続関係の有無が問われていて、選挙権があれば「能動的市民」であり、それがなければ「受動的市民」とされていました。

こうして、樋口先生は、秘密無記名投票に基づく選挙制度を除いては、

制度との接触のあり方を「極小化」した仕方にあえてとどまるべきだとする citizen 像が積極的に提起されています。これは、吉田克己先生の図式に従えば、「政治共同体としての市民社会」として観念される「市民社会(β)」に相当することとなります。こうして、「権力の担い手としての国家」と「公共的な市民社会」との間の緊張関係を創出することができることになり、立憲主義を根本のところで支えるべき citizen と国家に対する他者性が担保される、という理論構成になります。樋口先生からすれば、市民が深い制度と連関関係におかれると、そこでなされた決定の正統性が不当にイデオロギー的に増幅されてしまう、ということになるのだと思います。

これに対するオルタナティブな思考としては、citizen の存在次元を、制度外的な「批評」に限局することをせず、もしかすると北大のこの GCOE 研究会の「多元分散型統御」と親和的であるかもしれない、言葉の真の意味での、全方向的「能動的市民」を現代日本の市民社会に定位していくことが考えられます。このような思考は、「citizen = politique」と「citizen = civil」の区別が相対的な区別に過ぎず、この二つを論理的に区別することは可能でありまた必要でもあるが、必ずしも二者択一を迫るような性質ではないのではないか、と考えます。この二つの区別をアプリアリ前提とすることは、現代社会において、個人と国家の観念連関を排他的に抜き差しならないものと観念する、「設問としての国家主義」(=「方法論的ナショナリズム」)への固執の限界性についての認識をしていくことが重要だと思われまふ。とくに、憲法学が国内・公法・学である故に、このような限界性を強く認識することの意義は大きい、と考えられます。

具体的には、例えば、裁判員制度について、刑事裁判制度への強制的参加という重荷を担いつつ、「公」と「私」の間を引き裂かれ、制度的包摂と自己の感性の表出の間の緊張に耐えていく「市民=個人」、そしてそのような同胞市民のありようを凝視し、「人が人を裁くことの困難性」を自らの問題として受け止めることのできる「市民=個人」を育成し、そのような市民を層として形成していくことによって、これからの日本の市民社会の確かな担い手を見出ししていく(『『陶冶の企て』としての裁判員制度』柳瀬)

また、より一般的にいえば、政治過程・行政過程・司法過程の協働と緊

張による公益形成観が問題となるでしょう。すなわち、政治過程(政治の論理)と司法過程(法の論理)への二分化ではなく、現代民主主義社会のシステムの複雑化に伴う citizen と行政過程/citizen と司法過程等の諸連関に明瞭な憲法的位置づけを与えるという理論的課題が提起されます。市民が政治過程にもあるいは行政過程にも、あるいは司法過程にも、種々さまざまな多次元的に関係を持ち、それらの過程が協働すると同時に緊張していったって、そうやって積算的に公益が暫定的な仕方でも形成される。そのような憲法的国家像・社会像を描くことが重要な課題となるように思われまふ。

与えられた時間を超過していますので、ここで終わりにしたいと思いません。ご清聴どうもありがとうございました。

<参考文献>

- 大村敦志『20世紀フランス民法学から』(東京大学出版会, 2009年)
 岡田信弘「<学界展望> 憲法 1 憲法総論」『公法研究』71号 [2009年] 236頁以下
 高橋和之『『イデオロギー批判』を越えて』[初出1980年] 同『国民内閣制の理念と運用』(有斐閣, 1994年)
 高橋和之ほか「座談会: 憲法60年 現状と展望」『ジュリスト』1334号 [2007年] 2頁以下
 田中拓道『貧困と共和国』(人文書院, 2006年)
 田中拓道「福祉国家と市民社会の規範構造」『法政理論』39巻2号 [2007年] 389頁以下
 棚瀬孝雄「司法制度改革と市民の法主体性」同編『司法の国民的基盤』(日本評論社, 2009年) 1頁以下
 辻村みよ子『市民主権の可能性』(有信堂, 2002年)
 中村睦男『社会権法理の形成』(有斐閣, 1973年)
 樋口陽一『『法学的思考』の任務はなにか』『社会科学の方法』65号 [1974年] 9頁以下
 樋口陽一『権力・個人・憲法学』(学陽書房, 1989年)
 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会, 1994年)
 樋口陽一『近代憲法学にとっての論理と価値』(日本評論社, 1994年)
 樋口陽一『憲法 近代知の復権へ』(東京大学出版会, 2002年)
 樋口陽一『憲法という作為』(岩波書店, 2009年)
 柳瀬昇『裁判員制度の立法学』(日本評論社, 2009年)

- 山元一 『『コオルとしての司法』をめぐる一考察』藤田ほか編『樋口陽一先生古稀記念・憲法論集』（創文社，2004年）251頁以下
- 山元一 「<グローバル化>の中の憲法学」阪口正二郎編『岩波講座 憲法 5 グローバル化と憲法』（岩波書店，2007年）227頁以下
- 山元一 『立憲主義』論からみた現在の日本における憲法改正論議』憲法理論研究会編『憲法理論叢書16 憲法変動と改憲論の諸相』（敬文堂，2008年）203頁以下
- 山元一 「近未来の憲法理論を考える」『法律時報』80巻6号〔2008年〕61頁以下
- 山元一 「憲法理論における自由の構造転換の可能性(1)」長谷部恭男＝中島徹編『憲法の理論を求めて——奥平憲法学の継承と展開』（日本評論社，2009年）13頁以下
- 山元一 「憲法理論における自由の構造転換の可能性(2・完)」『慶應法学』13号〔2009年〕83頁以下
- 山元一 「文化的多様性と共和主義の対話」『国際人権』20号〔2009年〕19頁以下
- 山元一 「現代民主主義社会における『法律による行政の原理』モデル」『公法研究』72号〔2010年〕所収予定
- 山元一 「現代日本憲法理論にとっての『ヨーロッパ憲法』の意義」『比較法研究』71号〔2010年〕所収予定
- 吉田克己『現代市民社会と民法学』（日本評論社，1999年）

- Déloyé, Yves, *Idée républicaine et citoyenneté : L'expérience française (1870-1945)*, Jean-Michel Lecomte et Jean - Pierre Sylvestre (coordination et présentation), Culture républicaine, citoyenneté et lien social, CRDP, 1997, p. 67 et s.
- Nicolet, Claude, *L'idée républicaine en France*, Gallimard, 1982
- Redor, Marie-Joëlle, *De l'État légal à l'État de droit*, Economica = P.U.A.M., 1992
- Rosanvallon, Pierre, *La légitimité démocratique*, Seuil, 2008